

裁判所ウェブサイト及び最高裁判所民事・刑事判例集
に掲載されている裁判例における記載の違いについて
(報告書)

令和7年7月

最高裁判所事務総局

目 次

(はじめに)	1
第 1 調査・検証の経緯等	2
1 端緒	2
2 調査の開始と有識者委員会合の開催	2
3 有識者委員会合の開催状況	2
第 2 調査の内容	4
1 調査の必要性	4
2 調査の方針・手法	4
第 3 調査の結果	6
1 予備調査	6
2 サンプル調査	6
3 大法廷判決等全件調査	7
4 補充調査	15
5 原因分析のための前提調査	15
第 4 調査結果の分析	17
1 相違内容の分析	17
2 相違の生じた原因の分析	17
3 総括	18
(おわりに)	20

（はじめに）

最高裁判所は、判例として公表に値する判断を含む裁判を明らかにし、下級裁判所の執務の参考とするため、昭和23年頃から最高裁判所民事・刑事判例集（以下「判例集」という。）を刊行している。また、判例情報への国民の迅速かつ容易なアクセスを可能にするため、平成9年から裁判所ウェブサイトにおいて、言い渡された最高裁判決の掲載を行ってきた。

本報告書は、複数の最高裁判所の大法廷判決の判決書について、原本の記載と裁判所ウェブサイト及び判例集における記載に相違があることが判明したことに端を発し、司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員の意見をうかがいながら行った調査・分析の結果を報告するものである。

有識者委員会合は、令和3年11月から令和7年6月までの間に、合計6回にわたり開催し、有識者委員からは、最高裁が行う調査の内容や方法、調査結果に基づく評価、今後の方策などについて様々な観点から客観的な意見をいただいた。

本報告書は、第6回の有識者委員会合において了承されたものである。

第1 調査・検証の経緯等

1 端緒

報道機関から、昭和23年から平成9年までに言い渡された最高裁判所の大法廷判決14件について、裁判所ウェブサイトの記載と判例集の記載に相違がある箇所がある旨の指摘を受けた。これを受けてこれらの判決について調査を行った結果、判決書原本の記載と裁判所ウェブサイト及び判例集における記載に相違がある所が相当数あることが判明した¹。

2 調査の開始と有識者委員会合の開催

上記指摘を受けた段階では、このような相違が生じた原因について、いずれも判決の言渡し後時間が経過していることから明らかではなく、ウェブサイトや判例集に登載しているその他の判決書や決定書についても、その記載と、判決書や決定書の原本（以下、これらを総称して「判決書原本」ということとする。）の記載との間に違いがないとはいえない状況であった。

これは、裁判所ウェブサイトや判例集についての信頼を損ないかねない事態であると考えられたことから、判決書原本の記載との相違の有無及び原因の調査を行うこととした。そして、この調査の適正さを担保するため、外部の有識者から意見を聴取すべく、司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員による会合（以下「有識者委員会合」という。）を開催することとした。

3 有識者委員会合の開催状況

有識者委員の構成員及び会合の開催日程等は、以下のとおりである。

(1) 構成員

梶木 壽 氏 弁護士、元広島高検検事長、元防衛省防衛監察監
谷 真人 氏 弁護士（※ 第1回会合のみ）
神田 安積 氏 弁護士（※ 第2回会合以降）
高橋 滋 氏 法政大学教授

(2) 開催日程等

令和3年11月29日 第1回会合
令和4年 9月16日 第2回会合

¹ 記載違いが判明した14件の大法廷判決は別紙1のとおりであり、相違一覧については、裁判所ウェブサイトを参照されたい。上記の裁判例については、令和3年10月21日、判明している箇所につき修正を施した上で公開済みである。

令和5年10月24日 第3回会合

令和6年 9月10日 第4回会合

令和7年 5月20日 第5回会合

令和7年 6月17日 第6回会合

(3) 議事要旨・資料

各会合の議事要旨及び資料については、裁判所ウェブサイト (https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/hanrei-kaigou/index.html)
において公開している。

第2 調査の内容

1 調査の必要性

上記のとおり、報道機関から指摘を受けた14件の判決について、指摘箇所を確認したところ、判決書原本の記載と裁判所ウェブサイト及び判例集における記載との間に、指摘された以外にも相当数の相違があることが判明した。

一方で、上記の各判決は、いずれも言渡し後時間が経過しているため、相違が生じた原因は明らかではなく、上記の各判決以外の判決等についても、裁判所ウェブサイト及び判例集上の記載と判決書原本の記載との間に違いがないとはいえない状況であった。

このような状況から、これらの相違について、どの程度の量があり、その内容・程度はどのようなものであるかや、相違が生じた原因について更に調査をする必要があると考えられた。そして、調査の適正さを担保する観点から、外部の有識者の意見を踏まえて、裁判所として行うべき調査の内容等を検討していくこととした。

2 調査の方針・手法

(1) 相違に関する調査

一連の調査検討は、次の作業の段階を経ながら概ね令和3年10月から同7年4月まで行った。

ア まず、報道機関から指摘を受けた14件の判決については、指摘された箇所以外の部分についても違いが含まれている可能性があったことから、有識者委員会合第1回までの間に上記14件の判決のうち10件につき、全文について改めて記載の相違を確認し直す作業を行った²（以下、同調査を「予備調査」という。）。

イ 次に、予備調査の結果や有識者委員会合第1回における議論も参考にして、昭和23年から平成29年までの70年間について、各年1件ずつ計70件の判決をサンプルとして抽出して記載の相違を確認し、明らかになった相違箇所についてその内容程度を分類して評価するなどの作業を行った（以下、同調査を「サンプル調査」という。）。

ウ サンプル調査において確認された相違内容、相違出現頻度、ウェブサイト掲載の事務フローと判例集の刊行の事務フローの違いによる相違

² なお、残りの4件についても後日全文について調査し直している。

発生の可能性の高低、利用者（国民全体）のアクセスの容易性、調査に当たる裁判所の態勢などを総合的に考慮し、裁判所ウェブサイトに掲載されている平成28年中までの全ての大法廷判決・決定（855件（民事255件、刑事600件））を対象³として、判決書原本との記載の相違を確認し、分類評価することとした（以下、同調査を「大法廷判決等全件調査」という。）。

エ なお、大法廷等全件調査については、上記のとおり、裁判所ウェブサイトを対象とするもので、判例集は対象としていない。他方、予備調査及びサンプル調査については、判例集も対象としていたが、その相違の分析の仕方が大法廷判決等全件調査のそれとは必ずしも同一ではなかった。そこで、予備調査及びサンプル調査の対象となった大法廷判決・決定のうち、判例集と対照したものについては、別途、大法廷判決等全件調査と同じ手法で分類し直すこととして、その結果を分析評価することとした（以下、同調査を「補充調査」という。）。

(2) 原因に関する調査

相違に関する調査と並行して、相違が生じた原因についての調査、すなわち裁判所ウェブサイトへの掲載フローや判例集への刊行フローについての調査も行うこととした。

³ この調査の対象の判決・決定には、予備調査及びサンプル調査の対象となった大法廷判決・決定も含まれている。

第3 調査の結果

1 予備調査

(1) 調査の工程・方法

予備調査においては、まず初めに、対照をする元となる判決書原本又はその謄本を入手した。一部は最高裁判所に保管されているものもあるが、古いものについては、検察庁や国立公文書館から取り寄せた。

また、対照作業をするに当たっては、原本の保護の観点から、原本そのものを利用するのではなく、コピーを取って行うこととした。コピーを取るに際しては、1枚1枚手作業で行ったが、特に古い判決書原本等は、紙質や製本の状況に鑑み、特に慎重な取扱いが必要であった。

上記の作業を経て、裁判所の職員が、実際の判決書原本又はその謄本と対象の判例集やウェブサイトの記載を一字一字確認し、その作業を各裁判例について2回行う、いわゆるダブルチェックを実施した。

(2) 調査の結果

予備調査の結果、最も多い違いの類型としては漢字の字体が異なるというものであり、これが全体の大部分を占めること、次に単純な脱字が20件ほどあり、次いで誤字が13件ほどあったこと、「署名押印することができない。」といったフレーズが丸ごとなくなっている脱字が上記のほかに7件あったことが判明した⁴。

2 サンプル調査

(1) 調査の工程・方法

上記のとおり、サンプル調査として、昭和23年から平成29年までの70年間について、各年1件ずつ判決を抽出することとし、実務上も法理論上も重要度の高い判例が掲載された裁判集⁵に掲載されたもののうち、大法廷判決・決定を優先し、対象年に大法廷判決・決定がない場合には小法廷判決・決定から選択し、民事事件と刑事事件の比率が1対1となるよう対象判例を選択した。抽出した70件については、判例集のみ調査したものが20件、ウェブサイトのみ調査したものが20件、両方調査したものが30件であり、年代が偏ることのないように配分した。

⁴ 裁判所ウェブサイト上 (https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/hanrei/index.html) に、予備調査による相違の具体的内容及び正誤表の一覧を掲載し、同ウェブサイト上に掲載している判例については、令和3年10月21日に修正の上公開した。

⁵ 株式会社有斐閣が発行する「憲法判例百選Ⅰ（第7版）」、「憲法判例百選Ⅱ（第7版）」、「民法判例百選Ⅰ」（第8版）、「民法判例百選Ⅲ（第2版）」、「刑法判例百選Ⅰ（第8版）」及び「刑法判例百選Ⅱ（第8版）」

そして、予備調査の際と同様、対照をする元となる判決書原本又はその謄本を入手し、対照作業のためコピーを取った上で、裁判所の職員が、実際の判決書原本又はその謄本と対象の判例集やウェブサイトの記載を一字一字確認し、その作業を各裁判例について担当する職員を替えて2回行う、いわゆるダブルチェックを実施した。

なお、調査の対象から、相違の内容が異字体であるものについて除外した。

(2) 調査の結果

相違の内容としては、誤字を含む文字の変更が最も多く、これに続いて、文字の脱落や、「・・・」(リーダ)の数や種類の相違などがあり、これらが相違の半分以上を占めた。そのほか、句読点の脱字、加入、変更も発見された。

他方、フレーズや単語単位での相違について、加入は見られず、脱落は少数見られたが、行単位での脱落などは確認できなかった。

また、フレーズや単語単位の脱落は昭和23年から昭和56年までの比較的古い時代にのみ見つかっており、判例集は平成7年まで、ウェブサイトは平成18年までのものに相違が見られたが、平成19年以降の判決等には相違が見られなかった⁶。

3 大法廷判決等全件調査

(1) 調査の工程・方法

サンプル調査において確認された相違内容、相違出現頻度、下記のと通りの裁判所ウェブサイト掲載の事務フローと判例集の刊行の事務フローの違いによる相違発生の可能性の高低、利用者(国民全体)のアクセスの容易性、調査に当たる裁判所の態勢などを総合的に考慮し、この調査においては、裁判所ウェブサイトに掲載されている平成28年12月までの全ての大法廷判決・決定(855件(民事255件、刑事600件)、延べ7379ページ⁷)を優先的に調査することとした。

また、作業の合理化効率化のため、デジタル技術を活用できるかについても検討した。しかしながら、対照作業の前提として、判決書原本をスキャニングして文字データ化する作業(OCR)が必須であるところ、OCRの精度に問題があることが明らかとなった。すなわち、民間の業者の協力を得て実際にOCRを行ったものの、手書きの判決書についてはほと

⁶ 前掲の裁判所ウェブサイト上に、サンプル調査による相違の具体的内容及び正誤表の一覧を掲載し、同ウェブサイト上に掲載している判例等については、令和4年5月30日までに修正の上公開した。

⁷ 裁判所ウェブサイトに掲載されたページ数で換算した。

んど読み取ることができず、平成12年頃までの縦書きの判決書についても一応読み取れるもののその精度は高くなかった。また、横書きの判決書はデジタル技術の活用になじみやすいと考えられたが、横書きの書式になった平成13年以降の判決等については、サンプル調査の結果によってもそれほど相違がなく、費用をかけてデジタル技術を導入することは費用対効果の観点から問題があると考えられた。そのため、この調査に当たっては、予備調査及びサンプル調査時と同様、デジタル技術を活用して調査を行うこととはせず、裁判所職員による手作業により行うこととした⁸。

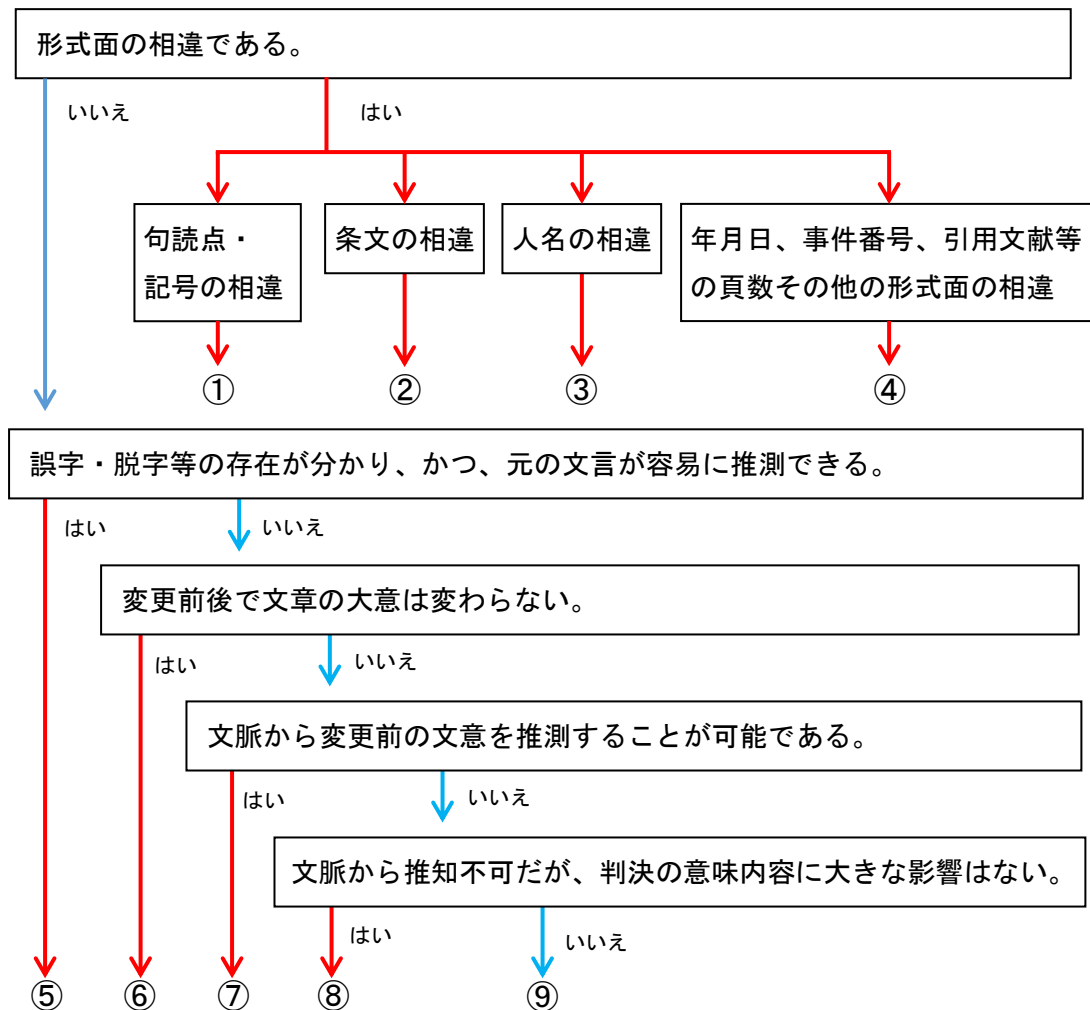
そして、予備調査及びサンプル調査と同様、対象となる判決書原本又はその謄本を入手し、対照作業のためコピーを取った上で、裁判所の職員が、判決書原本又はその謄本と裁判所ウェブサイトの記載を一字一字確認した。

上記の照合の結果、発見された相違については、【図1】の分類フローに従って相違の分類を行った。

⁸ 作業に関与した裁判所職員は延べ約140名であるが、このほかに刑事事件の判決書原本の入手に法務省、検察庁関係者の多大な協力を得た。この調査のための判決書原本の検索・コピーの作成、対照及び結果の整理等に約3年間を要した。

【図1】分類フロー

(分類フロー)



(相違種別)

- ① 句読点・記号の相違
- ② 条文の相違
- ③ 人名の相違
- ④ 年月日、事件番号、引用文献等の頁数その他の形式面の相違
- ⑤ 明らかな誤字・脱字など明白な誤り
- ⑥ ニュアンスは変わるが大意は変わらない相違
- ⑦ 文脈から推知可能な相違
- ⑧ 文脈から推知不可だが、意味内容に大きな影響がない相違
- ⑨ 文脈から推知できず、全体の意味内容に大きな影響をもたらす相違

(2) 調査の結果

ア 相違発生頻度

大法廷判決等全件調査の対象とした 855 件の判決等のうち、1 つでも相違が見つかった裁判例は【表 1】のとおり、537 件（63%）であった。

【表 1】相違発生頻度

	何らかの相違あり	相違なし	調査数
民事	148	107	255
刑事	389	211	600
合計	537	318	855
割合	63%	37%	

イ 相違数、相違種別⁹

この調査により、判明した相違数の合計は延べ 2568 箇所であり、その内訳は【表 2】のとおりである。

相違種別ごとの割合については、【図 2】のとおり、判明した相違の⑤「明らかな誤字・脱字など明白な誤り」が約 51%、①「句読点・記号の相違」が約 26%。これらに形式面の相違（②「条文の相違」（約 1.5%）、③「人名の相違」（約 3.5%）及び④「年月日、事件番号、引用文献等の頁数その他の形式面の相違」（約 4%））を加えると約 86%に上った。なお、民事事件と刑事事件のいずれについても、相違内訳の傾向はほぼ一致している。

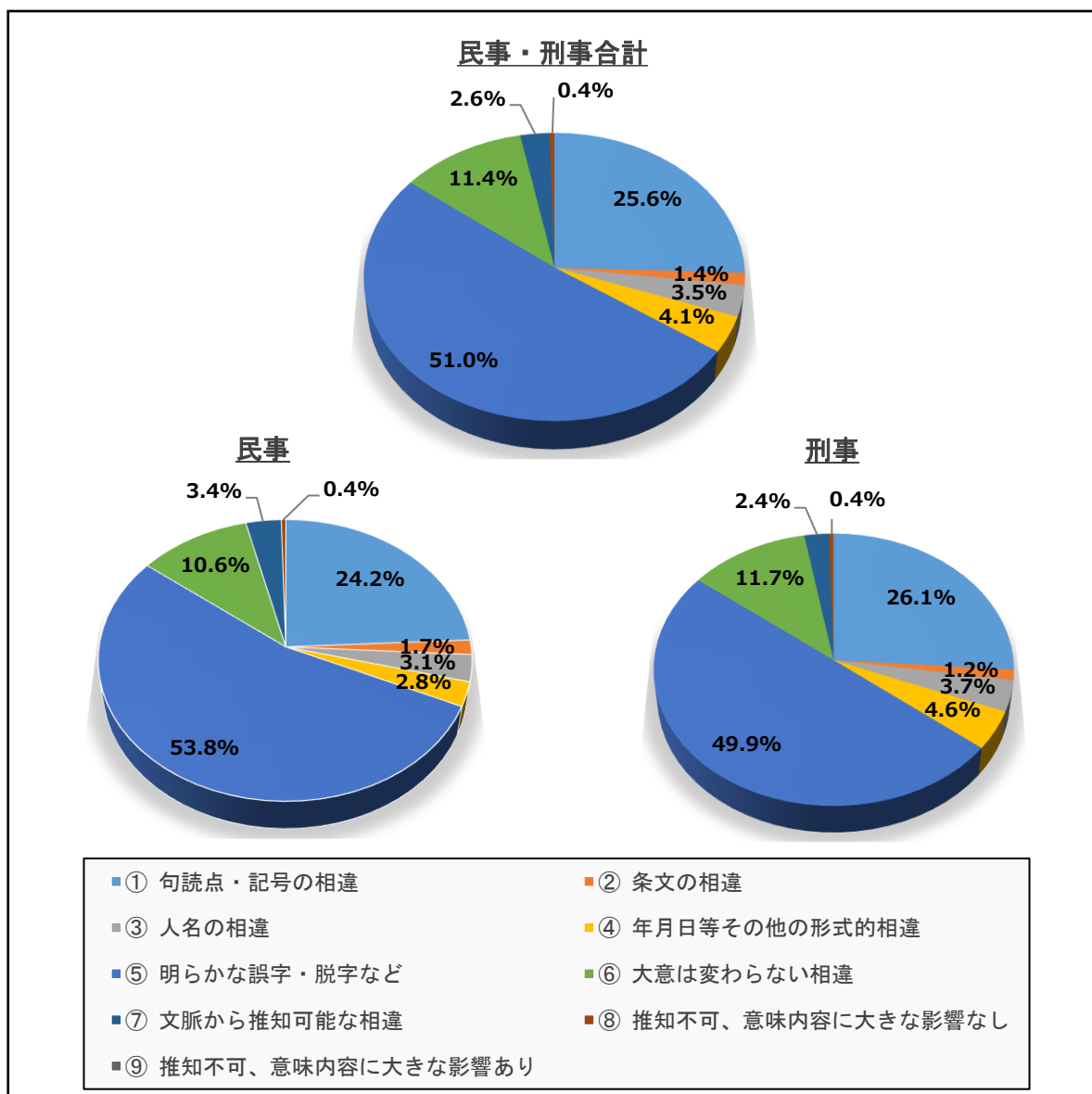
⑥「ニュアンスは変わるが大意は変わらない相違」は約 11%、⑦「文脈から推知可能な相違」は約 3%、⑧「文脈から推知不可だが、意味内容に大きな影響がない相違」は約 1%であり、⑨「文脈から推知できず、全体の意味内容に大きな影響をもたらす相違」は発見されなかった。

⁹ 相違の具体的な例は、別紙 2 のとおりである。⑧「文脈から推知不可だが、意味内容に大きな影響がない相違」の類型については、当てはまる例を全て記載した。また、相違については、裁判所ウェブサイト上の各判決等のページの末尾（全文 PDF が掲載されている箇所）に、相違箇所を記載したファイルをそれぞれ添付する方法で掲載している。

【表 2】相違数、相違種別

相違数	民事	刑事	合計	割合
①句読点・記号の相違	173	484	657	25.6%
②条文の相違	12	23	35	1.4%
③人名の相違	22	68	90	3.5%
④年月日等その他の形式的相違	20	85	105	4.1%
⑤明らかな誤字・脱字など	385	925	1310	51.0%
⑥大意は変わらない相違	76	216	292	11.4%
⑦文脈から推知可能な相違	24	44	68	2.6%
⑧推知不可、意味内容に大きな影響なし	3	8	11	0.4%
⑨推知不可、意味内容に大きな影響あり	0	0	0	0.0%
合計	715	1853	2568	100.0%

【図 2】相違種別ごとの割合



ウ 年代別

民事、刑事の分野ごとに、年代別で相違を分析した結果は【表 3】、【表 4】、【図 3】及び【図 4】のとおりである。

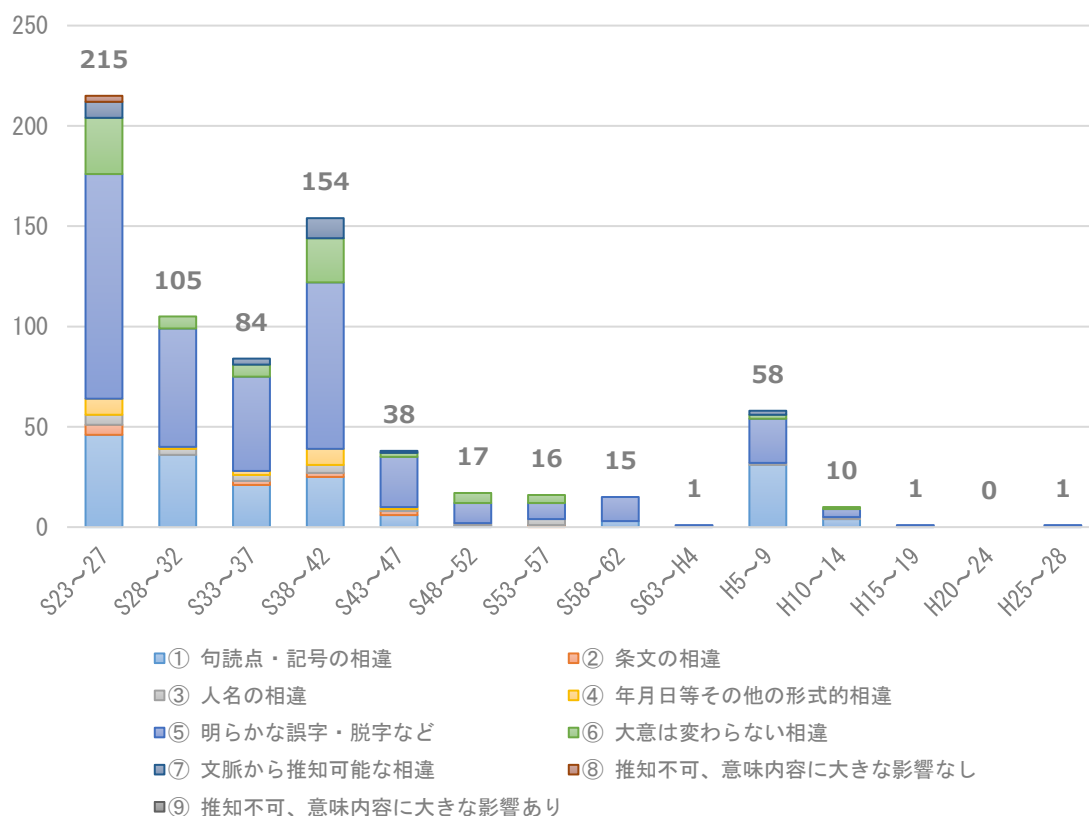
両分野とも、昭和 23 年から同 27 年の最も古い年代（刑事事件では昭和 23 年から同 24 年の判決に手書き判決が見られる年代）における相違が顕著に多い。民事事件は、上記期間における相違が全体の約 30% であり、これを含めた昭和 23 年から昭和 42 年までの期間における相違が約 79% を占める。刑事事件でも、最も古い年代である昭和 23 年から昭和 27 年までの期間における相違が全体の約 53%、これを含めた昭和 23 年から昭和 42 年までの期間における相違が約 91% を占める。

昭和 43 年以降の時期における相違はそれ以前と比較して格段に少なく、その内容も明らかな誤記等が中心である。特に、横書き判決となった平成 13 年以降は、刑事分野では人名の明らかな誤記 1 件を除き相違は発見されず、民事分野でも、判決の意味を理解しやすくする又はより正確にするためと思われる修正 2箇所（「農地法（以下「法」）→「農地法（平成 12 年法律第 143 号による改正前のもの。以下「法」）、「同条 4 項。農地法施行規則」→「同条 4 項。平成 12 年農林水産省令第 5 号による改正前の農地法施行規則」（いずれも最高裁平成 8 年（オ）第 232 号同 13 年 3 月 28 日大法廷判決））のほか、明らかな誤字・脱字が 2 箇所発見されたのみである。また、刑事分野においては、⑧「文脈から推知不可だが、意味内容に大きな影響がない相違」は、昭和 49 年以降発見されていない。

【表 3】民事年代別

	S23 ～27	S28 ～32	S33 ～37	S38 ～42	S43 ～47	S48 ～52	S53 ～57	S58 ～62	S63 ～H4	H5 ～9	H10 ～14	H15 ～19	H20 ～24	H25 ～28	合計
①句読点・記号の相違	46	36	21	25	6	1	0	3	0	31	4	0	0	0	173
②条文の相違	5	0	2	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	12
③人名の相違	5	3	3	4	1	1	3	0	0	1	1	0	0	0	22
④年月日等その他の形式的相違	8	1	2	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
⑤明らかな誤字・脱字など	112	59	47	83	25	10	8	12	1	22	4	1	0	1	385
⑥大意は変わらない相違	28	6	6	22	2	5	4	0	0	2	1	0	0	0	76
⑦文脈から推知可能な相違	8	0	3	10	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	24
⑧推知不可、意味内容に大きな影響なし	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
⑨推知不可、意味内容に大きな影響あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(合計)	215	105	84	154	38	17	16	15	1	58	10	1	0	1	715
(割合)	30%	15%	12%	22%	5%	2%	2%	2%	0%	8%	1%	0%	0%	0%	100%

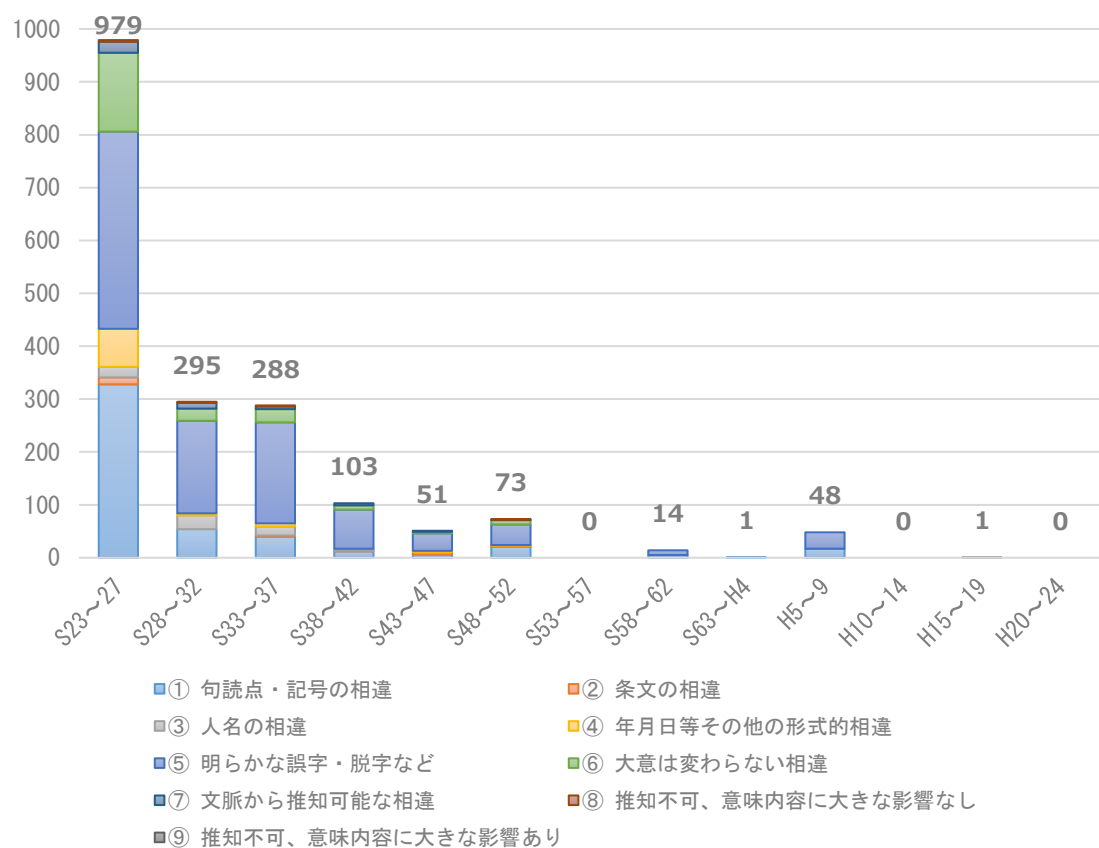
【図 3】民事年代別（グラフ）



【表 4】刑事年代別

	S23 ～27	S28 ～32	S33 ～37	S38 ～42	S43 ～47	S48 ～52	S53 ～57	S58 ～62	S63 ～H4	H5 ～9	H10 ～14	H15 ～19	H20 ～24	合計
①句読点・記号の相違	328	54	40	12	6	21	0	5	1	17	0	0	0	484
②条文の相違	13	0	2	1	5	2	0	0	0	0	0	0	0	23
③人名の相違	20	26	17	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	68
④年月日等その他の形式的相違	72	4	6	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	85
⑤明らかな誤字・脱字など	373	175	191	74	33	39	0	9	0	31	0	0	0	925
⑥大意は変わらない相違	149	23	25	8	3	8	0	0	0	0	0	0	0	216
⑦文脈から推知可能な相違	21	11	5	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	44
⑧推知不可、意味内容に大きな影響なし	3	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8
⑨推知不可、意味内容に大きな影響あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(合計)	979	295	288	103	51	73	0	14	1	48	0	1	0	1853
(割合)	53%	16%	16%	6%	3%	4%	0%	1%	0%	3%	0%	0%	0%	100%

【図 4】刑事年代別（グラフ）



4 補充調査

(1) 調査の工程・方法

大法廷判決等全件調査においては、上記のと通りの分類フローに従って相違の分類を行ったところ、これは予備調査及びサンプル調査の相違の分類とはやや異なっている。

そこで、予備調査の対象となった大法廷判決及びサンプル調査の対象となった大法廷判決・決定のうち、判例集と対照したものについては、改めて大法廷判決等全件調査における分類フローに従った相違の分類をし直した。

(2) 調査の結果¹⁰

補充調査の結果は、大法廷判決等全件調査の傾向と大きな相違はなく、⑤「明らかな誤字・脱字など明白な誤り」や①「句読点・記号の相違」が占める割合が多く、⑥「ニュアンスは変わるが大意は変わらない相違」や⑦「文脈から推知可能な相違」、⑧「文脈から推知不可だが、意味内容に大きな影響がない相違」も少数ながらあったものの、⑨「文脈から推知できず、全体の意味内容に大きな影響をもたらす相違」は発見されなかった。

また、年代別で見ると、昭和55年以降は、①「句読点・記号の相違」が2件、⑤「明らかな誤字・脱字など明白な誤り」が1件、⑥「ニュアンスは変わるが大意は変わらない相違」が1件見つかった以外は相違が発見されなかった。

5 原因分析のための前提調査

(1) 調査の工程・方法

相違が生じた原因を分析するための前提として、判決書の体裁とその推移、裁判所ウェブサイトや判例集への掲載・刊行の経緯及び同事務フローについても調査を行った。

調査に当たっては、客観的な資料が見当たらなかったことから、各事務フローに関与したことがある裁判所の職員延べ28名を対象にヒアリングを実施した。

(2) 調査の結果

ア 判決書原本の体裁について

裁判所の判決書原本の体裁について、昭和23年頃には縦書き、かつ手書きで作成されていたことが判明しており、その後、昭和30年頃には、縦書き、かつタイプライター等の活字により作成されるようになった。

¹⁰ なお、補充調査における相違の具体的内容及び正誤表についても、前掲の裁判所ウェブサイト上に一覧を掲載している。

た。

平成13年1月頃からは、現在と同様の横書き、かつ活字で作成されるようになった。

イ 裁判所ウェブサイトについて

客観的な資料は残っていないものの、ヒアリングの結果によれば、裁判所ウェブサイトの運用状況及びその際の事務フローは次のようなものであったと推測される。

裁判所ウェブサイトは、平成9年5月に開設され、当時の最新の最高裁判所判例・決定について最大100件を公開するようになった¹¹。その後、平成13年6月からは、判例集登載の裁判例も公開するようになった。平成18年3月には、裁判所ウェブサイトのシステム改修を行い、同改修以後の裁判集¹²登載の裁判例も公開するようになった。平成22年4月からは、裁判所ウェブサイトにおいて、平成18年2月以前の裁判集登載裁判例（約2万件）を新たに追加した。

裁判所ウェブサイトに判決等を掲載するに際しては、判決書原本の写しを利用して仮名処理等をしたデータを作成する必要があるため、平成11年3月以前の判決等のデータについては、ある時期にまとめて外部の業者に委託して作成した。一方、同年4月以降の判決等のデータについては、最高裁内において作成した。

ウ 判例集について

昭和23年頃、下級裁判所における執務の参考とするため、最高裁判所における判決等を掲載した判例集を刊行することとしたものであるが、客観的な資料等が残っていなかったため、古い年代の具体的な事務フローは明らかにならなかった。

なお、現在の事務フローは次のとおりである。まず、最高裁において判例集に登載する判例等を選別した上、判決等原本の写しを利用して仮名処理や下線を付す等の処理をしたデータを作成する。その上で、初稿、再校、三校、最終稿と4回の対照作業を行い、その後、正式に判例集として刊行されている。

¹¹ 平成18年3月以前は、100件の掲載件数の上限が設定されており、古いものは都度削除されていたものと推察される。

¹² 裁判集は、最高裁判所の判決のうち、重要なものを掲載した裁判例集であり、民事と刑事がそれぞれ作成されている。民事は昭和22年9月分から登載され、刑事は昭和22年11月分から登載されている。当初は、最高裁判所で言い渡された裁判全てを登載していたが、事件数が膨大であること及び参考価値の見直しの結果、民事については昭和27年1月分以降から、刑事については昭和26年12月分以降から、重要な裁判だけを登載することとされた。

第4 調査結果の分析

1 相違内容の分析

大法廷判決等全件調査の結果、裁判所ウェブサイトに掲載された大法廷判決等に関しては、多数の相違が発見されたものの、形式的な相違が大多数であり、判決等の内容を国民に周知する際に最も問題がある⑨「文脈から推知できず、全体の意味内容に大きな影響をもたらす相違」は発見されなかった。相違は、古い年代の判決等に集中し、特に平成13年以降の判決等について見ると、民事分野において、判決の意味を理解しやすくする又はより正確にするためと思われる修正2箇所（「農地法（以下「法」）→「農地法（平成12年法律第143号による改正前のもの。以下「法」」、「同条4項。農地法施行規則」→「同条4項。平成12年農林水産省令第5号による改正前の農地法施行規則」（いずれも最高裁平成8年（オ）第232号同13年3月28日大法廷判決）を除き、明らかな誤字・脱字など明白な誤りが2箇所発見された以外に相違はなく、刑事分野においては、人名の相違1件を除き相違が発見されていないなど、実質的な相違はほとんど見当たらなかった。

また、補充調査の結果についても、大法廷判決等全件調査と同様、相当数の相違が発見されたものの、やはり相違は古い年代の判決等に集中し、実質的な相違は昭和63年のものをもって最後となっている。相違の内容についても、⑨「文脈から推知できず、全体の意味内容に大きな影響をもたらす相違」があるとは認められなかった。このことから、判例集については、そのサンプル数が少ないものの、相違の傾向は裁判所ウェブサイトと同様であることがうかがわれる。

2 相違の生じた原因の分析

(1) まず裁判所ウェブサイトについて見る。裁判所ウェブサイトには裁判例を公開するに際しては、上記のとおり、平成11年3月以前の判決等のデータは外部の業者に委託して作成しており、そのデータも利用して平成22年4月に平成18年2月以前の裁判集掲載裁判例（約2万件）を公開したと考えられる。この外部に委託した平成11年3月以前の判決等のデータは、活字のものが多かったと考えられるものの、いずれも縦書きであったところ、まさに今回の調査でも断念したように手書きや縦書きの判決書をスキャニングして文字データ化する精度は高くなかったといえ、このデータ化の作業過程において多数の相違が生じ、その後の確認に漏れが生じた可能性がある。このことは、相違が特に古い年代の手書きや縦

書きの判決等に集中していることや明らかな誤字・脱字など明白な誤りや句読点・記号の相違が大多数を占めていることとも整合している。

また、ごく一部ではあるが、適用法条の時点を補足したり、誤字を修正するなどの原本の誤りの修正が行われたりしていると思われる例もあるところ、裁判所ウェブサイト掲載を行う際にこのような事実上の補正が行われた可能性が考えられる。

- (2) 次に判例集について見ると、裁判所ウェブサイトと同様に古い年代に相違が集中している傾向が見られるところ、これも上記と同様に判決書原本の体裁が、縦書き、かつ手書きであることや現在ほど写しを作成することが容易ではなかったことなどが影響している可能性がある。もっとも、判例集については昭和63年以降、実質的な相違が生じていないのは、裁判所ウェブサイトとは異なり外部の業者によるデータ化の作業（OCR化）を利用していなかったことも理由である可能性がある。また、裁判所ウェブサイトと同様に、判例集の刊行の際に、判決書原本の明らかな誤記を修正する事実上の補正が行われていた可能性がある。

3 総括

今回の一連の調査の結果、裁判所ウェブサイトにおける相違は、上記のとおり、古い年代に集中しており、特に平成13年以降は、民事・刑事ともに誤りがほとんど見当たらないことが判明した。これを踏まえると、手書き判決やタイプライター等で印字された縦書き判決を横書きにデータ化する際の作業過程に多くの誤りが混入した可能性が高いと考えられる。また、判例集における相違も、サンプル数が多くないものの、裁判所ウェブサイトと同様、古い年代における手書きや縦書きの判決書から判例集用のデータを作成する過程での転記ミス等があった可能性が高いと考えられる。

裁判所ウェブサイト及び判例集の相違の内容については、年代を問わず、いずれも明らかな誤字・脱字など明白な誤りの割合が一番多く、いずれにおいても、文脈から推知できず、全体の意味内容に大きな影響をもたらす相違は見当たらないという結果となった。

前記第3の5のとおり、客観的な資料がないため、過去の裁判所ウェブサイト掲載の事務フローや判例集の刊行事務フローは明らかとはならず、記載の相違が生じた原因について明らかにすることはできなかった。しかし、現在の各事務フローにおいては、裁判所ウェブサイトや判例集に記載の判決等に相違が生じる可能性は低くなっていると考えられる。このことは上記のとおり平成13年以降の相違がほとんど見当たらないことから裏付けられる。加えて、将来、裁判手続のデジタル化の進展により、判決書等の

原本がデータ化されることになれば、裁判所ウェブサイト掲載までの事務フローが更に簡素化し、人為的な誤りが介在し得る可能性はますます低くなると考えられる。

（おわりに）

今般、報道機関からの指摘を受けて調査をしたことにより最高裁判所の判決書原本の記載と裁判所ウェブサイト及び判例集の記載が相当数異なることが明らかとなった。

相違が生じた原因については、手書き・縦書き判決やタイプライターで印字された縦書き判決を横書きにデータ化する際の作業過程に誤りが混入した可能性があるが、裁判所における当時のチェック体制が必ずしも十分ではなかったことにも起因していると考えられる。

各調査の結果、判決の全体の意味内容に大きな影響をもたらすような相違は見当たらなかったものの、数多くの相違が発見されることとなった。このような事態が生じたことは、裁判所ウェブサイトや判例集についての信頼を損ないかねないものであり、重く受け止めている。

現在の裁判所ウェブサイト掲載や判例集刊行の事務フローに照らすと、今後はこのような事態が起きる可能性は低いと考えているが、今回、数多くの相違が発見されたことに鑑み、引き続き、真摯に上記各事務の遂行に努めてまいりたい。

以上

当初指摘 14 件の判決一覧

- 1 最高裁昭和 23 年 3 月 12 日大法廷判決・刑集 2 卷 3 号 191 頁
- 2 最高裁昭和 30 年 4 月 6 日大法廷判決・刑集 9 卷 4 号 663 頁
- 3 最高裁昭和 32 年 3 月 13 日大法廷判決・刑集 11 卷 3 号 997 頁
- 4 最高裁昭和 34 年 12 月 16 日大法廷判決・刑集 13 卷 13 号 3225 頁
- 5 最高裁昭和 36 年 7 月 19 日大法廷判決・刑集 15 卷 7 号 1106 頁
- 6 最高裁昭和 37 年 11 月 28 日大法廷判決・刑集 16 卷 11 号 1593 頁
- 7 最高裁昭和 38 年 5 月 22 日大法廷判決・刑集 17 卷 4 号 370 頁
- 8 最高裁昭和 48 年 4 月 4 日大法廷判決・刑集 27 卷 3 号 265 頁
- 9 最高裁昭和 50 年 4 月 30 日大法廷判決・民集 29 卷 4 号 572 頁
- 10 最高裁昭和 51 年 4 月 14 日大法廷判決・民集 30 卷 3 号 223 頁
- 11 最高裁昭和 51 年 5 月 21 日大法廷判決・刑集 30 卷 5 号 615 頁
- 12 最高裁昭和 60 年 7 月 17 日大法廷判決・民集 39 卷 5 号 1100 頁
- 13 最高裁昭和 62 年 4 月 22 日大法廷判決・民集 41 卷 3 号 408 頁
- 14 最高裁平成 9 年 4 月 2 日大法廷判決・民集 51 卷 4 号 1673 頁

大法廷判決等全件調査の分析データ

分類ごとの相違の例は、下記のとおりである。なお、⑧「文脈から推知不可だが、意味内容に大きな影響がない相違」については、全 12 箇所を記載している。

記

① 句読点・記号の相違

(例)

- ・ 「上告人の負担とし、」 → 「上告人の負担とし」
(昭和 23 年 (オ) 第 9 号同年 9 月 24 日大法廷判決)
- ・ 「確約した。しかるに」 → 「確約した。、しかるに」
(昭和 24 年 (オ) 第 182 号同 33 年 3 月 5 日大法廷判決)

② 条文の相違

(例)

- ・ 「罰則第八条」 → 「罰則第六条」
(昭和 23 年 (オ) 第 9 号同年 9 月 24 日大法廷判決)

③ 人名の相違 (漢字の相違、欠落、加入など)

(例)

- ・ 「田中二郎」 → 「田中次郎」
(昭和 37 年 (ク) 第 64 号同 41 年 12 月 27 日大法廷決定)

④ 年月日、事件番号、引用文献等の頁数その他の形式面の相違

(例)

- ・ 「昭和二十三年」 → 「昭和二三年」
(昭和 22 年 (レ) 第 246 号同 23 年 5 月 12 日大法廷判決)
- ・ 「明治一六年」 → 「明治二八年」
(昭和 30 年 (ア) 第 871 号同 33 年 10 月 15 日大法廷判決)

⑤ 明らかな誤字・脱字など明白な誤り

(例)

- ・ 「除去せられざる」 → 「除去せらざる」
(昭和 23 年 (オ) 第 9 号同年 9 月 24 日大法廷判決)
- ・ 「黙秘権等」 → 「黙祖権等」

- (昭和 25 年(あ)第 1596 号同 28 年 6 月 10 日大法廷判決)
- ・ 「太平洋戦争」 → 「太平洋戦争」
(昭和 24 年(オ)第 182 号同 33 年 3 月 5 日大法廷判決)

⑥ ニュアンスは変わるが大意は変わらない相違

(例)

- ・ 「特異な性質」 → 「特異の性質」
(昭和 27 年(あ)第 2868 号同 28 年 7 月 22 日大法廷判決)
- ・ 「本件についての反対」 → 「本件について反対」
(昭和 27 年(あ)第 1676 号同 29 年 11 月 10 日大法廷判決)
- ・ 「得るものではなく」 → 「得るものでなく」
(昭和 29 年(あ)第 3655 号同 35 年 10 月 19 日大法廷判決)
- ・ 「経営者にとつても」 → 「経営者にとつて」
(昭和 33 年(あ)第 1413 号同 37 年 2 月 21 日大法廷判決)

⑦ 文脈から推知可能な相違

(例)

- ・ 「国会優位」 → 「国家優位」
(昭和 30 年(オ)第 96 号同 35 年 6 月 8 日大法廷判決)

【補足説明】

少数意見の中で、内閣に衆議院の一般的解散権を認めることが国会の最高機関たる地位を低めるものであるという見解に対する反論を述べる部分であり、立法部の専断等に対して行政部がこれを抑制するために総選挙を通じて国民の判定に訴えることが必ずしも国会優位を損なうものではないという文脈であり、「国会」が正しいことは分かる。

- ・ 「剥奪された議員たる身分」 → 「剥奪員たる身分」
(昭和 37 年(オ)第 515 号同 40 年 4 月 28 日大法廷判決)

【補足説明】

少数意見の中で、過去の大法廷判決を引用する部分であり、除名処分の取消しを求める訴えが、除名処分の取消しによって除名処分のなかった状態に復帰し、剥奪された議員たる身分の回復を図ることを目的とする旨述べる文脈であり、「剥奪された議員たる身分」の文意であることは推測できる。

- ・ 「譲受人の利益」→「譲渡人の利益」
(昭和36年(オ)第1378号同40年9月22日大法廷判決)
【補足説明】
少数意見の中で、単なる営業用財産の譲渡が(昭和56年法律第74号による改正前の)商法245条1項1号「営業ノ全部又ハ重要ナル一部ノ譲渡」に当たるとすれば、それが会社の営業用財産の全部であるか重要な一部の財産であるかが譲受人にとって不明であるのに、後日譲渡会社から譲渡契約の無効を主張されることとなって譲受人の不利益になるため不都合である旨述べる文脈であり、「譲受人」が正しいことは分かる。
- ・ 「債権者に対し債務引受を」→「債務者に対し債務引受を」
(昭和42年(オ)第1327号同43年12月25日大法廷判決)
【補足説明】
少数意見の中で、法廷意見を引用する部分であり、「債権者」が正しいことが明らか。(昭和56年法律第74号による改正前の)商法265条の利益相反取引に、取締役個人の債務について当該取締役が会社を代表して債権者に対して債務引受をなす行為が含まれるかという議論をしている文脈からしても「債権者」が正しいことは分かる。
- ・ 「憲法の保障」→「法の保障」
(昭和44年(あ)第1275号同51年5月21日大法廷判決)
【補足説明】
少数意見の中で、本件争議行為が憲法28条による争議権保障の範囲に含まれないとの文脈であり、直後に「憲法違反」の文言もあることから、「憲法」が正しいことが分かる。
- ・ 「第一審判決」→「第二審判決」
(平成4年(行ツ)第156号同9年4月2日大法廷判決)
【補足説明】
本判決は、第一審判決が結論において是認できるとして、第一審判決の一部を取り消した原判決の一部を破棄するものであるから、結論において是認できる対象としては「第二審判決」ではなく「第一審判決」が正しいことが分かる。

⑧ 文脈から推知不可だが、意味内容に大きな影響がない相違

- ・ 「同一ナルコトヲ証明スルダケデ、被告人ニ於テ右液体ガメタノールデアツタコト乃至メタノールトメチルアルコールトガ同一デアルコトヲ認識」→「同一ナルコトヲ認識」

(昭和23年(れ)第202号同年7月14日大法廷判決)

【補足説明】

上告趣意書の弁護人の主張部分であり、被告人が「メチルアルコール」について、「メタノール」と同一であると認識していなかったとして故意を争う部分であるが、直後に「メチルアルコール」が法律上所持・譲渡を禁じられている「メタノール」と同一のものであることを知らなかったとしても、それは単なる法律上の不知にすぎず、犯意があったものと認めることを妨げない旨判示されており、判断対象は明らかで、判決の意味内容に違いは生じない。

- ・ 「退官に付署名捺印」→「差支に付署名捺印」

(昭和23年(れ)第202号同年7月14日大法廷判決)

【補足説明】

裁判官が署名捺印できない理由の付記について、表現が変更されているが、判決の意味内容に大きな影響はない。

- ・ 「当選者となるかその他の候補者が当選者となるかは不明」

→「当選者となるかは不明」

(昭和23年(才)第9号同年9月24日大法廷判決)

【補足説明】

最大得票者が選挙に参加しなかった場合に、第二位の者が当選者となるか、その他の候補者が当選者となるかは不明という文脈であり、「その他の候補者が当選者となるか」が脱落しているが、この部分がなくても文意が通じるため、判決の意味内容に大きな影響はない。

- ・ 「第二図」→記載なし

(昭和25年(あ)第292号同年10月11日大法廷判決)

【補足説明】

少数意見の中で、図に示して説明するとして、図に言及するものであるが、文章で図の内容を説明しており、末尾に図も添付されていることから、意味内容に大きな影響はない。

- ・ 「日本国内で日本国民として」 → 「日本国民として」
(昭和 27 年 (マ) 第 79 号同年 7 月 30 日大法廷判決)
【補足説明】
戦犯者の刑の執行が日本国に委ねられた要件の一つとして、平和条約発効の直前まで日本において拘禁されていることが挙げられており、この当てはめ部分であるが、スガモプリズンに拘禁されていたとの記載もあり、「日本国内で」がなくても文意は変わらないため、判決の意味内容に大きな影響はない。
- ・ 「被告訴訟代理人は主文同旨の判決を求め別添答弁書中の理由記載のとおり述べた。」 → 記載なし
(昭和 27 年 (マ) 第 23 号同年 10 月 8 日大法廷判決)
【補足説明】
被告が訴え却下の判決を求めた部分だが、同記載部分がなくても判決に影響はない。
- ・ 「裁判長裁判官田中耕太郎」 → 「当裁判所裁判官全員」
(昭和 30 年 (す) 第 209 号同年 12 月 23 日大法廷決定)
【補足説明】
忌避対象の裁判官が裁判長だけであるのに、裁判官全員とされており、併せて、裁判体の構成にも違いがあるが、判旨の内容には影響がないため、判決の意味内容に大きな影響はない。
- ・ 「三七条等)」 → 「三七条)」
(昭和 30 年 (あ) 第 1984 号同 32 年 2 月 15 日大法廷決定)
【補足説明】
少数意見の中で、刑事事件における第 1 審の事実審理を保障している憲法の条規 (31 条、37 条等) に触れている部分であり、実際の判決書では「等」があることによって 31 条、37 条以外にも保障する規定があることが示唆されているものの、主だった規定はいずれも挙げられていることから、判決の意味内容に大きな影響はない。
- ・ 「過失では到底済まされないものがあるのであり、問題の取上げ方、証拠の扱い方、判決の表現自体に、隠しても隠しおうせぬ悪意と

詐術」→「過失で悪意と詐術」

(昭和 29 年 (あ) 第 1671 号同 34 年 8 月 10 日大法廷判決)

【補足説明】

少数意見の中で、憲法 76 条 3 項の「良心に従」った裁判ではないとの上告論旨に応答するために、その一部を要約した点の一部が欠落しているものである。もっとも、所論のような偏見、予断を抱き所論のような悪意と詐術をもって審理かつ判断した事跡は微塵も認められないとしており、少数意見の判断対象及び判断内容は明確であることから、判決の意味内容に大きな影響はない。

- ・ 「良心に従つて為された裁判というには程遠い」
→「良心に従つて為された裁判ならず、斯くの如きは人類の良心に挑戦するものであつて、正に憲法七六条三項にいわゆる良心に従つて為された裁判というには程遠い」

(昭和 29 年 (あ) 第 1671 号同 34 年 8 月 10 日大法廷判決)

【補足説明】

少数意見の所論の要約部分の記載が重複しているが(「斯くの如きは人類の良心に挑戦するものであつて、正に憲法七六条三項にいわゆる良心に従つて為された裁判」という直前の表現が続いてしまっている。)、重複は明らかであることから、判決の意味内容に大きな影響はない。

- ・ 「九〇センチの狭い急勾配」→「九〇センチの急勾配」

(昭和 43 年 (あ) 第 837 号同 48 年 4 月 25 日大法廷判決)

【補足説明】

少数意見の説示の一部分であるが、「狭い」が脱落しても、判決の意味内容に大きな影響はない。

- ⑨ 文脈から推知できず、全体の意味内容に大きな影響をもたらす相違
該当なし